

——災害時の避難に支援が必要な方へ—— 災害時の“もしも”に備える
「避難行動要支援者避難支援制度」をご存じですか？

Q 「避難行動要支援者避難支援制度」とは？

在宅の高齢者や障がい者など、災害時に家族以外の方の支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿を作成し、安否確認や避難時の支援に役立てます

作成した名簿は、自治会や民生委員・児童委員といった避難支援等関係者と共有することで、災害情報の提供や安否確認、避難誘導などの支援につなげます。

村では、災害が発生した際に地域の協力を得て、要支援者をみんなで助ける仕組みを作るために、この制度を導入しています。

Q 名簿に登録できる人は？

災害時に、自力または家族の手助けだけでは避難所等まで行けない在宅の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方が登録できます

- ① 65歳以上の高齢者(要介護認定者や身体が弱っている方等)
- ② 身体障害者手帳(1級または2級)をお持ちで、▽肢体不自由▽聴覚障害・平衡機能障害▽視覚障害——のいずれかに該当する方
- ③ 療育福祉手帳「A」、A」をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方
- ⑤ ①～④に準ずる方(難病の方や65歳に満たない要介護認定者等)

Q 名簿への登録方法は？

本人または、ご家族の方が申し込みください*

申し込み後、村で状況を確認の上、対象となった場合に登録となります。

※民生委員・児童委員やケアマネジャー等からの情報提供を受け、状況を確認後、登録する場合があります。

名簿への登録を希望する方は、まずはお気軽にご相談ください。また、周囲に対象となる方がいる場合は、情報をお寄せください。

【受付日時】

月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

【申し込み・問い合わせ】

▽①に該当する方は…地域福祉課高齢支援担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1140)

▽②～④に該当する方は…総合相談支援課障がい福祉担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)

※⑤に該当する方は、どちらでも相談できます。

Q 登録した後は？

災害時に必要な支援が受けられます

情報提供への同意をした方の情報が、避難支援等関係者に共有されます。この情報を基に、可能な範囲で、災害時に避難等の支援が受けられます。

名簿への登録と支援の流れ

